



# APO-社労士通信

## 算定（社会保険料の定時改定について）

健康保険・厚生年金保険の保険料や保険給付額は、標準報酬月額を基に計算されますが、本誌第96号で取り上げました通り、平成28年4月から健康保険の標準報酬月額の上限が50等級1,390,000円へ引き上げられました。本号では標準報酬月額の改定方法のうち、算定について説明します。毎年1回、4月から6月に支払われた報酬の平均値を基に標準報酬月額の見直しを行います。決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月（または随時改定等）まで適用されます。この見直しを「定時決定」といい、届出書を「算定基礎届」といいます。

### ■標準報酬月額

毎月の保険料や保険給付額を計算するとき用いるもので、被保険者が事業主から受ける報酬を等級表に当てはめて決定されます。報酬の範囲については本誌71号を、標準報酬月額の決定に関する詳細は本誌第96号をご参照ください。

### ■支払基礎日数

報酬を計算する基礎となる日数をいいます。休日や有給休暇は支払基礎日数に含まれるため、月給制の場合は出勤日数に関係なく支払対象期間の暦日数が支払基礎日数になります。ただし、欠勤日数に応じ給料が差し引かれる場合は、欠勤減額の規定に基づき、事業所が定めた日数から欠勤日数を差し引いた日数を支払基礎日数とします。支払基礎日数が17日未満の月がある場合は、その月を除外した平均により標準報酬月額を算定します。

### ■残業手当・欠勤控除

給与規定等に基づき支払われる月の報酬月額に算入します。

例：基本給は当月支給、残業手当や欠勤控除は翌月支給または控除の場合

基本給（4月分）	} 4月分に算入
残業手当（3月分）	
欠勤控除（3月分）	
昇給差額（3月分）	} 3月に支払われるべき基本給なので4月分から除く

### ■遡及支払があった場合

算定基礎月より前に支払われるべき賃金、昇給差額や遅配分を除いて計算します。

### ■保険者算定

一般的な方法によって報酬月額が算定できない場合や、算定結果が著しく不当な場合に行います。

どのようなとき	決定方法
算定基礎月（4月・5月・6月）の3ヶ月とも支払基礎日数が17日未満（パートタイマーを除く）	従前の標準報酬月額が引き続き適用されます。
欠勤、産前産後休業、育児・介護休業により算定基礎月の3ヶ月に全く給与を受けないとき	従前の標準報酬月額が引き続き適用されます。
算定基礎月の3ヶ月に低額の休職給を受けたとき	休職給を受けた月を除いて計算します。
当年4月から6月の平均報酬と、前年7月から当年6月の平均報酬（支払基礎日数17日未満の月を除く）の差が2等級以上生じる場合で、業務の性質上例年発生することが見込まれる場合	事業主の申立書と本人の同意等により、年間報酬の平均額で計算します。

■パートタイマー（短時間勤務者）は、下記①から③の優先順位で、該当するパターンにより計算します。

- ①支払基礎日数17日以上月の平均
- ②支払基礎日数が17日以上月がない場合は15日以上月の平均
- ③支払基礎日数が15日以上月がない場合は従前の標準報酬月額



## 知っておきたいミニ知識

### 第99回 現物給与

平成28年4月から厚生労働大臣が定める現物給与の価額が一部改定されました。健康保険・厚生年金保険では、金銭で支給される給与以外に、住宅の貸与・食事・自社製品・通勤定期券などで支給するものを現物給与といいます。この現物給与も報酬に含めることとなっており、本号のトピックで取り上げました「算定」においても含める必要があります。この価額は法律により地方の時価によって、厚生労働大臣が定めることとされています。食事・住宅については都道府県別に価額が定められており、勤務地の価額で計算します。

都道府県	食事			住宅		
	1ヶ月当たり	1日当たり	朝食のみ/1日	昼食のみ/1日	夕食のみ/1日	1ヶ月当たりの量1量につき
東京都	19,500円	650円	160円	230円	260円	2,590円

■食事：食事代の一部を社員が負担している場合は、当該価額から本人負担分を差し引いた額が現物給与の報酬額となります。ただし、本人負担が2/3以上である場合は現物による食事の供与はないものとして取扱います。

■住宅：厚生労働大臣が定める1ヶ月当たりの住宅の価額により通貨に換算されます。当該価格は畳1畳当たりについて定められており、居住用の部屋の広さにより算出します。使用する価額は、社宅の所在地ではなく、勤務地の都道府県価額となります。計算に当たっては、居間・寝室・客間・書斎等居住用のスペースを対象とし、玄関・台所（炊事場）・トイレ・浴室・廊下等は含めません。㎡で表示されている住居は1.65㎡あたりを1畳に換算して計算します。月途中の入居であれば、日割計算を行います。住宅の家賃を一部負担している場合は、当該価額から本人負担分を差し引いた額が現物給与の報酬額となります。ただし、本人負担分が当該価額を上回る場合には、現物による住宅の供与はないものとして取扱います。

お問い合わせは担当スタッフまたは下記までご連絡ください。

APO-社会保険労務士法人 三浦俊彦 / 本田和子 / 吉本多津子 / 沢田麻樹子 sic.info@apol.jp  
〒162-0824 東京都新宿区塩場町1-18 飯田橋ビル7F 電話 03(5228)1990 FAX 03(5228)1840

ホームページもご覧ください。  
<http://www.apoutsourcing.jp/>